

2-2-2. 助成金制度の実施

(1) 目的

給水装置所有者が行う鉛製給水管布設替に係る費用の一部について、水道事業体が助成金を交付し、給水装置所有者の負担を軽減することによって、鉛製給水管の布設替意欲の増進を図る。

(2) 一般的な手続

給水装置所有者の申込みを受け、水道事業体は交付要件にあっていないか審査を行い、助成金交付を決定する。布設替工事の完了後、水道事業体は竣工検査を行い、検査に合格すれば、給水装置所有者に対して、算定基準に基づいて助成金が交付される。

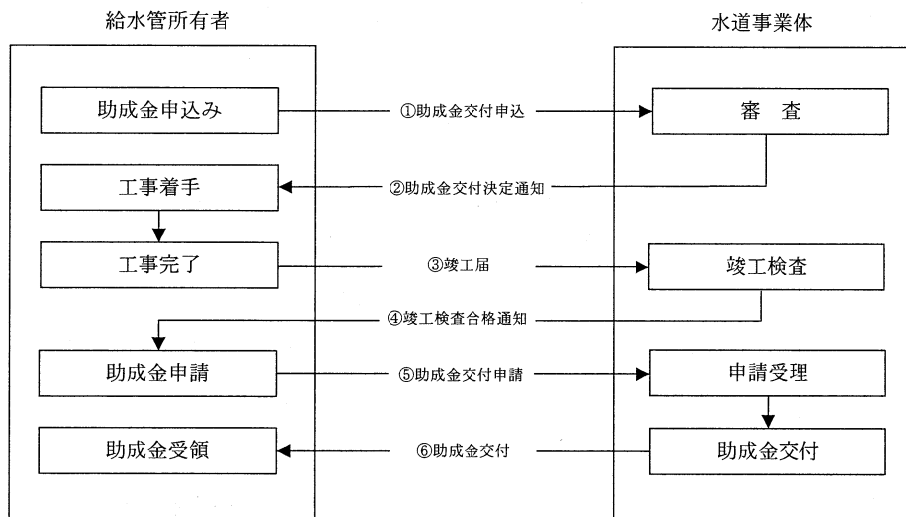


図-5 助成金制度の手続例

(3) 助成金制度導入の利点

① メリットが分かりやすい

助成金を制度の利用者に直接交付することになるので、後述の融資制度などに比べて利用者に経済的メリット（金額）が分かりやすい。

② 制度導入に際し、金融機関などとの調整が不用

融資制度は諸条件について金融機関など第三者との調整が必要だが、助成金制度の導入に当たっては、財源などの手当てができれば組織内で導入を決定できる。

③ 給水装置全体に適用可能

起債制度は、私有地内の給水装置を事業用資産とすることについて、土地所有者の了解等の手続きが必要となるが、助成金制度は給水装置全体を対象とすることができる。また、起債利用等と併用することも可能である。

(4) 助成金制度の導入の留意点

①利用率の向上への努力が必要

助成金制度導入に当たって留意すべきことは、利用率をどのように上げるかである。本委員会が実施したアンケート調査で鉛製給水管が残存している250の事業体のうち4.8%に当たる12事業体で助成金制度を実施しているが、その利用状況を見てみると、最も多い事業体で年間382件、一方で利用が0件という事業体もある。こうした助成金制度は、鉛製給水管解消を目的として、近年、新たに作られたものもあるが、給水装置工事に関する従来からの助成金制度である場合も多い。多くの鉛製給水管が残っている状況下において、現在のところ、助成金制度によって、十分な効果が上がっているというところまで至っていない。

助成金制度の利用が広がらない理由としては、鉛製給水管が残存している場合の多くが、建物が古く、また、助成金があるといっても、自己負担が必要であるため、給水管だけ新しくしようというインセンティブが働きにくいことや助成金制度に関する認知度が低いこと等が考えられる。

②利用促進の対策

助成金制度の利用促進には、どのような対策が考えられるか。

第一の対策は、助成額や助成率を大きくすることが考えられる。助成額を大きくすることによって費用も増加してしまう場合には、助成対象を延長の長い案件に重点化するなど（例えば5m以上を対象とするなど）の方法が考えられる。

第二の対策は、助成金制度に関するPRを十分に行うことである。鉛製給水管が残存している給水装置の使用（所有）者に対して、残存状況を広報するときなどに合わせて、助成金制度についても広報を行うことによって効果的なPRが可能である。

第三の対策は、助成金制度を、例えば5年間限定の措置とするなどの、時限の制度とすることである。鉛製給水管所有者の早期布設替の意欲をこれにより高めることができる。

※助成金制度要綱事例（資料9）

③制度導入の必要性や理由の整理が必要

個人財産に対する助成を行うことへの理由の整理が必要である。

2-2-3. 融資制度の実施

(1) 目的

給水装置所有者が行う鉛製給水管布設替に係る費用について、水道事業体が金融機関と提携し低利又は無利子で貸し付けることによって、鉛製給水管布設替に対する給水装置所有者の負担を軽減し、鉛製給水管の布設替意欲の増大を図る。

(2) 一般的な手続

給水装置所有者の融資申込みを受け、水道事業体は金融機関に審査を依頼する。金融機関から融資承認が得られれば給水装置所有者に融資を通知する。布設替工事

完了後、水道事業体は竣工検査を行い、給水装置所有者は金融機関から低利又は無利子で融資を受けることができる。

融資制度を実施するに当たって、水道事業体は、低利融資の場合は金融機関に対して資金の預託を行う。また無利子融資を行う場合には、利子相当額を金融機関に対して利子補給する。

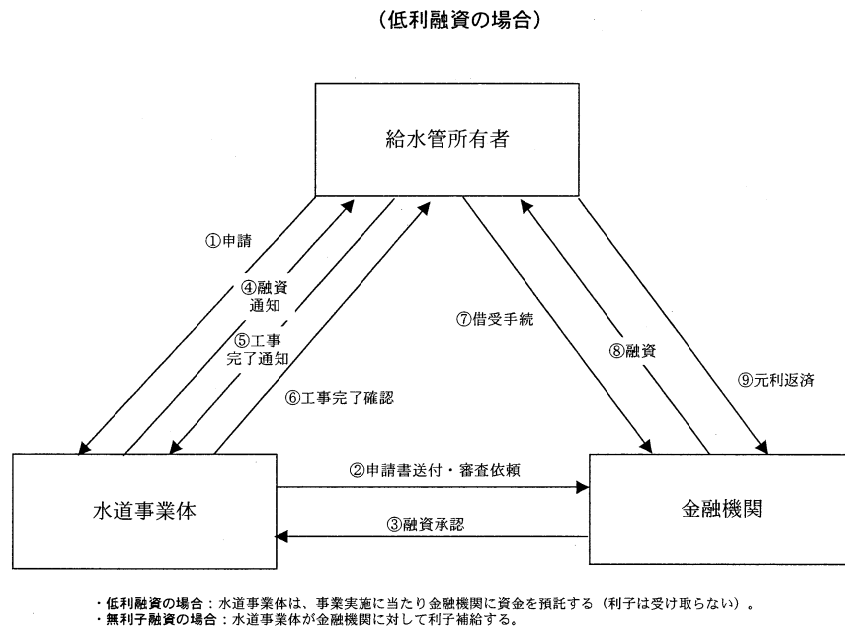


図-6 融資制度の手続例

(3) 融資制度導入の利点

① 事業体の経費負担が比較的少ない

低利融資の場合は、金融機関に資金を預託するのみで済む場合が多く（利子は受け取らない）、前述の助成金制度に比べ、水道事業体にとっての経費的負担が少ない。

② 制度利用者にとって、当初の現金支出が少なくできる

助成金制度の場合、水道事業体から助成があるといっても一部であり、残りの工事費用は給水装置所有者が支払わなければならない。これに対して、融資制度は、原則として鉛製給水管布設替に係る費用全額まで貸し付けることができるので、給水装置所有者にとって当初の現金支出が少なくて済む。

③ 給水装置全体に適用可能

起債制度は、私有地内の給水装置を事業用資産とすることについて、土地所有者の了解等の手続きが必要となるが、融資制度は給水装置全体を対象とすることができる。また、起債利用等と併用することも可能である。